有料老人ホームにおける事故等の発生時の報告取扱い

１　報告の対象となるサービス

　老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第２９条第１項に規定する有料老人ホーム。

ただし、介護保険法（平成９年法律第１２３号）に規定する特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームについては、「介護保険事業者における事故等の発生時の報告取扱い標準例」による取扱いとする。

２　報告の範囲

　各施設は、次の（１）から（４）に該当する事故等が発生した場合は、県への報告を行うこととする。

（１）サービスの提供による利用者のけが、事故による通院・入院、死亡事故の発生、職員の不祥事が原因の事案

　　　注１）「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。利用者が施設内にいる間は、「サービスの提供」に含まれるものとする。

　　　注２）けがの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡をしておいたほうが良いと判断されるものについては、報告すること。

　　　注３）施設側の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失によるけがであっても、注２に該当する場合は報告すること。）

　　　注４）利用者が病気により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは報告すること。

（２）食中毒及び感染症、結核の発生

　　　注）　食中毒・感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として１・２・３類とする。別添資料参照）・結核についてサービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告すること。

　　　　　　なお、これらについて関連する法律等に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

（３）職員の法令違反・不祥事の発生

注）　利用者の処遇に影響があるもの（例　利用者からの預り金の横領等）については、報告すること。

（４）その他、報告が必要と認められる事故の発生

３　報告の手順

　入居者の家族等への連絡その他必要な措置が終了した後、速やかに４に定める報告先へ文書（別添「有料老人ホーム　事故報告書」を参考とすること）で報告すること。ただし、事故の程度が大きいものについては、まず電話等により事故の概要を報告するものとする。

４　報告先

　各施設は、２で定める事故が発生した場合、高知県地域福祉部高齢者福祉課へ報告すること。